

三木市の人事行政の運営等の状況について公表します

◆職員の任免

職員の採用・退職の状況(H30.4.1~H31.3.31)

職種	人数(人)	
	採用	退職
行政職	57	29
消防職	8	5
教育職	2	1
技能労務職	5	0
合計	72	35



◆給与・定員管理

1. 総括

(1) 経常収支比率の状況(一般会計決算)

年度	H28	H29	H30
経常収支比率	90.7%	91.2%	92.0%
うち人件費の占める割合	21.1%	20.5%	21.2%

(2) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (H30年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
H30年度	77,552	30,824,809	50,974	4,527,061	14.6	13.1

(3) 職員給与費の状況(一般会計決算)

区分	職員数 A	給与費				1人当り給与費 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
H30年度	477	1,843,072	525,350	738,652	3,107,074	6,514

2. 給料、初任給等の状況

(1) 一般行政職職員の平均給料月額等
(平成31年4月1日現在)

団体名	三木市
平均年齢(歳)	43.5
平均給料月額(円)	318,928

(2) 職員の初任給

(平成31年4月1日現在、単位:円)

区分	一般行政職	技能労務職	消防職	教育職	国の制度	
					一般行政職	技能労務職
高校卒	158,300	158,300	180,700	—	148,600	146,000
大学卒	187,200	—	204,800	200,800	180,700	—

(3) 一般行政職職員の経験年数別、学歴別平均給料月額

(平成31年4月1日現在、単位：円)

区分	経験年数(年)				
	10 ~ 15	15 ~ 20	20 ~ 25	25 ~ 30	30 ~ 35
高校卒	-	294,300	338,300	363,900	374,200
大学卒	290,500	329,000	364,700	385,300	402,600

(4) ラスパイレス指数

(各年4月1日)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
指数	99.4	98.1	99.6	100.0	100.1

(5) 年収の分布

(行政職給料表適用者、全ての会計)

年収区分	H30	
	人数(人)	割合(%)
1,000万円以上	4	0.9
900万円～999万円	14	3.0
800万円～899万円	98	21.0
700万円～799万円	119	25.5
600万円～699万円	74	15.9
500万円～599万円	40	8.6
400万円～499万円	50	10.7
300万円～399万円	40	8.6
300万円未満	27	5.8
合計	466	100.0

※年収には給料のほか、諸手当(超勤手当等)を含む。(平成30年1月～12月分)

※休職中の職員等も含む。

(6) 役職別平均年収

(行政職給料表適用者、全ての会計、単位：万円)

区分	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	増減
						H30-H26
部長・理事級(7・8級)	843	886	890	882	884	41
課長・副課長級(6級)	765	788	800	792	808	43
課長補佐・係長級(4～5級)	740	748	738	745	776	36
一般職(1～3級)	567	549	540	516	485	△ 82
全体	667	664	668	662	648	△ 19

*平成21年7月～平成26年3月まで継続した給与カットを平成26年4月に解除。



(7) 技能労務職の給与等

(平成31年4月1日現在)

区分	公務員				民間(今年度未公表)			参考
	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額(A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
三木市	53.7	35	338,100	367,800	—	—	—	—
うち清掃職員	52.7	22	349,000	380,000	廃棄物処理業従事員	—	—	—
うち用務員	56.3	9	319,500	349,000	用務員	—	—	—
国	50.9	2,431	287,312	329,380	—	—	—	—

区分	参考: 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
三木市	—	—	—
うち清掃職員	6,249,500	—	—
うち用務員	5,660,300	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(H25~27年の3年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。



3. 等級別職員数

(行政職給料表適用者、平成31年4月1日現在)

等級	基準となる職務	人数(人)	割合(%)
1級	主事、技師、保育士	30	6.1
2級	高度の知識又は相当の経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士	119	24.4
3級	主任、これに相当する保育士	101	20.7
4級	係長、主査、主任保育士	108	22.1
5級	課長補佐、室長補佐、所長補佐	36	7.4
6級	政策主幹、消防次長、室長、課長、所長、議会議務局次長、主幹、副室長、副課長、副所長	76	15.6
7級	参与、部長、消防長、議会議務局長、参事、次長	18	3.7
8級	理事、技監	0	0
合計		488	100.0

昇給の勤務成績への反映状況

管理職を対象に能力評価、業績評価(目標管理)を実施し、評価結果を昇給に反映しています。

4. 職員手当の状況

(1) 期末・勤勉手当 (市長・副市長・教育長を除く)

三木市 (平成30年度一般会計決算)	
1人当たり平均支給額 (H30年度)	
1,578,625 円	
(H30年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.85 月分
(加算措置の状況)	
役職に応じた加算を行っています。	



勤勉手当への勤務実績の反映状況

管理職を対象に能力評価、業績評価(目標管理)を実施し、評価結果を勤勉手当に反映しています。

(2) 退職手当(平成31年4月1日現在)

	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	19.6695 月分	24.5868 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.2707 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 3%~45%加算		
※ 1人当たり平均支給額	555 万円	2,174 万円

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された退職手当の平均額です。

(3) 地域手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度一般会計決算)		60,107 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		130 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市内全域	3 %	486 人	3 %

(4) 特殊勤務手当

支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度一般会計決算)		82,071 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)		24.3 %	
手当の種類(手当数)		7	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
税務手当	市税事務に従事する職員	日額200円	
消毒手当	感染症予防等のため消毒作業に従事する職員	日額500円	
清掃手当	清掃処理業務に従事する職員	ごみ処理業務	日額550円
		その他の汚物処理作業	日額400円
処置手当	行旅病人及び行旅死亡人の処置作業に従事する職員	1件につき1,000円~1,500円	
特殊自動車運転手当	ブルドーザ、パワーショベル、コンパクタ等の特殊自動車の運転に従事する職員	日額500円	
夜間特殊勤務手当	消防職員のうち交替制勤務を正規の勤務とし、午後10時から翌日午前5時までの間に通信勤務、受付勤務等の深夜勤務に従事する職員	1勤務につき980円	
救急出動手当	救急業務に従事する消防職員	1件につき200円 (救急救命士の資格を有する者は300円)	

(5) 超過勤務手当

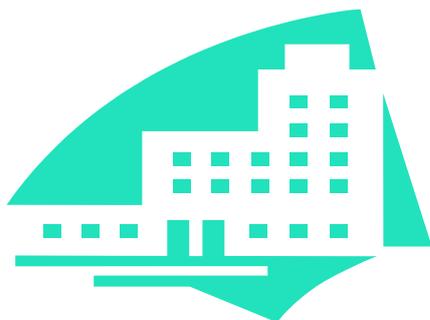
支給実績(平成30年度一般会計決算)	291,974 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	815 千円
支給実績(平成29年度一般会計決算)	210,012 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	652 千円

(6) 管理職手当

支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度一般会計決算)	779,417
支給職員数(平成30年度一般会計決算)	103人
支給職員数の割合	21.6%

(7) その他の手当(平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (H30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (H30年度決算)
扶養手当	1 子 10,000円 2 その他扶養親族 6,500円 3 満16歳から満22歳までの子1人につき 5,000円を加算	同		70,495 千円	276,451 円
住居手当	1 借家 9,000円を超える家賃につき、100円～27,000円	異	(国) 1 家賃12,000円超から支給	18,892 千円	314,867 円
通勤手当	1 交通機関利用者 運賃等相当額(55,000円を限度) 2 自動車等利用者 片道2km以上(2,000円～31,600円)	同		38,303 千円	95,997 円



5. 特別職の状況

(1) 特別職の報酬等(H30.1～H30.12)

職名	報酬月額等	期末手当等 (支給割合)	年収(万円)
市長	980,000円	4.45月	1,678
副市長	830,000円		1,421
教育長	710,000円		1,215
議長	554,000円		948
副議長	478,000円		818
議員	423,000円		724

※「年収」欄は、それぞれの役職を1年間務めた場合に支給される金額です。

6. 職員数の状況

(1) 職員数の推移

(人)

	H27	H28	H29	H30	H31	H31-H27	
						人数(人)	割合(%)
一般行政	294	285	282	291	301	7	2.4
教育	80	75	72	87	94	14	17.5
消防	91	91	91	94	95	4	4.4
普通会計	465	451	445	472	490	25	5.4
公営企業等会計	53	53	50	58	61	8	15.1
合計	518	504	495	530	551	33	6.4

※ 各年4月1日現在の職員数

※ H30より職員数が増となっている主な要因は、再任用制度を導入したことによる

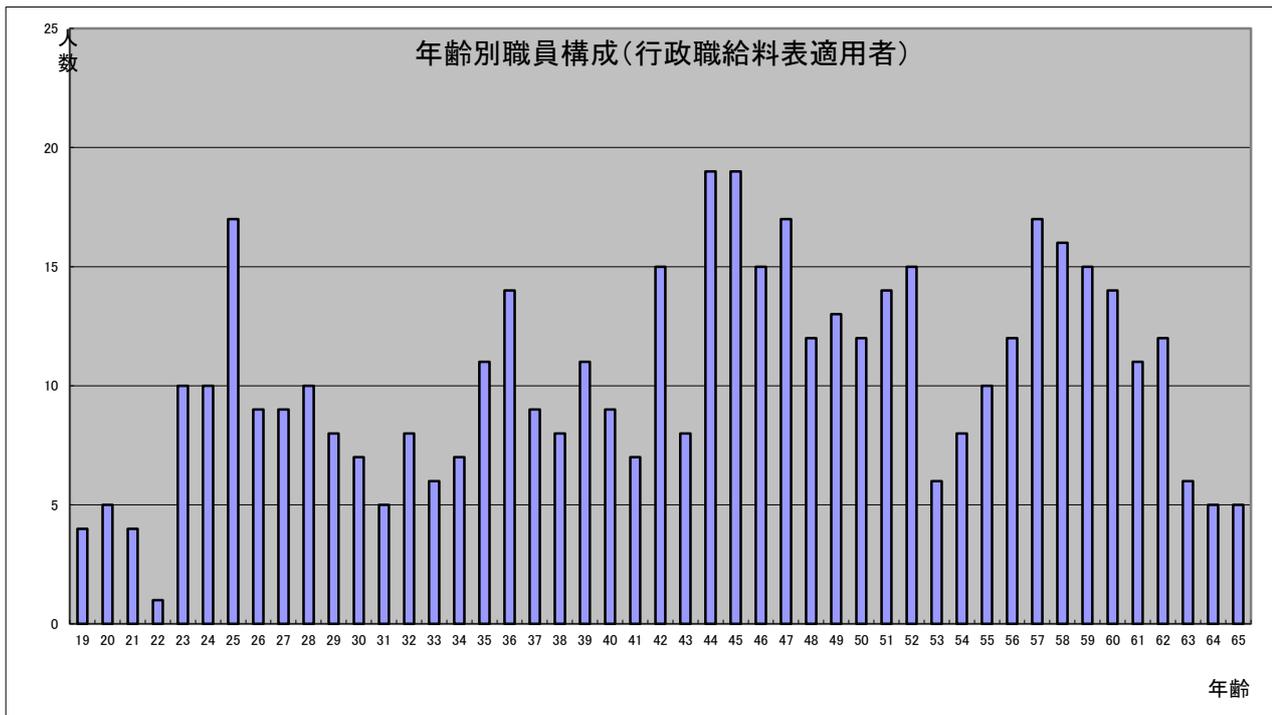
※ H30より「教育」の職員数が増となっている主な要因は、組織改正による

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区分	職員数(人)		対前年 増減数	主な増減理由	
	平成30年	平成31年			
一般行政	議会	5	5	0	
	総務	89	91	2	統計関連の業務増による
	税務	19	19	0	
	民生	51	53	2	障害福祉関連の業務増による
	衛生	62	61	△1	衛生関連業務の適正化
	労働	1	1	0	
	農水	14	16	2	農業関連業務の適正化
	商工	8	12	4	商工関連の業務増による
	土木	42	43	1	土木関連業務の適正化
	計	291	301	10	
特別行政	教育	87	94	7	教育部門の業務の適正化
	消防	94	95	1	消防業務の適正化
	計	181	189	8	
	水道	19	19	0	
	下水道	11	11	0	
	その他	28	31	3	介護保険事業の適正化
	計	58	61	3	
総計	530	551	21		

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員などを含まず。

(3) 年齢別職員数の状況

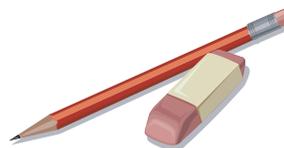


職員数は、令和2年1月1日現在。年齢は、令和2年3月31日現在。消防職を含む。

7. 非常勤職員数の状況

年	職員数(人)
H31	536
H30	495
H29	506

※ 各年4月1日現在



◆職員の分限及び懲戒処分

(1)分限処分者数(H30.4.1～H31.3.31) 24 件

(2)懲戒処分者数(H30.4.1～H31.3.31) 7 件

◆職員の休暇

(1)年次有給休暇の取得状況(H30.1.1～H30.12.31)

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数
8,754	2,225	229	9.7

(2)育児休業の状況(H30.4.1～H31.3.31)

区 分	男性	女性
新たに育児休業を取得した者	1人	5人
前年度から引き続けている者	0人	4人

◆勤務条件に関する措置の要求

(H30.4.1～H31.3.31)

継続件数	措置要求件数
0	0

◆不利益処分に関する不服申立

(H30.4.1～H31.3.31)

継続件数	不服申立件数
0	0



◆職員の福利厚生

地方公共団体は地方公務員法により、職員の福利厚生の計画を立て、実施することが義務付けられています。三木市においても「三木市職員互助会」を設置し、下記の事業を実施しています。

(1)職員互助会の状況

(平成30年度)

給付事業	弔慰金、結婚祝金、餞別金、罹災見舞金、傷病見舞金、遺児等奨学資金
貸付事業	会員が臨時に資金を必要とする場合で、給料月額3ヶ月以内(最高限度75万円) *平成30年12月より事業は廃止
厚生事業	クラブ奨励、課内厚生事業補助、バス旅行、物資の購買斡旋

◆職員研修

市町村は必要な行政改革の推進を図りつつも、サービス水準の維持や質の向上を図っていく必要があります。

そのために、公務員倫理や人権感覚の涵養、あるいは接遇向上を図ることはもとより、職員一人ひとりの資質や能力を高め、市民満足度の高い行政サービスをめざし職員研修を実施しています。

(1)職員研修の状況

(平成30年度)

研修課程		研修対象者	受講者数	備考	
基本研修	採用予定者通信研修	平成31年度新規採用予定職員	41		
	新任職員研修(前期)	平成30年度新規採用職員等	44		
	新任職員研修(後期)	平成30年度新規採用職員等	43		
	人権研修	全職員		492	
		新任職員・前期		44	
		新任職員・後期		43	
		職場内人権研修		936	
派遣研修	兵庫県自治研修所	実務担当職員等	64	12コ-入	
	播磨内陸広域行政協議会	実務担当職員等	65	7コ-入	
	兵庫県市町振興課	実務担当職員等	15	11コ-入	
	JIAM(全国市町村国際文化研修所)	実務担当職員等	8	6コ-入	
	NOMA(日本経営協会)	実務担当職員等	12	14コ-入	
	兵庫県市町村振興協会	実務担当職員等	19	5コ-入	
	兵庫県消防学校	実務担当職員等	10	10コ-入	
	その他	実務担当職員等	17	24コ-入	